

Gunma Flower Park+ デジタルアート(夜間ライトアップ)

業務委託 仕様書

1 業務の名称

Gunma Flower Park+ デジタルアート(夜間ライトアップ)業務委託

2 目的

Gunma Flower Park+は、県民に花と緑の憩いの場及び花と緑の学習の場を提供するとともに、花き産業の発展と地域振興を目的に平成4年4月23日に開園し、これまでの入園者数の合計は1,000万人を超えている。一方、開園当初からの10年間は40万人以上の来園者を確保できていたが、リニューアル前の令和4年度は約18万人まで落ち込んでいた。このことから、施設のあり方の見直しを行い、民間事業者のアイデア・ノウハウを最大限に活用し、ブランド戦略を再構築した上で施設の改修を行うこととした。

リニューアル後のフラワーパークについては、集客力・収益性を高め、花の素晴らしさ、群馬県の良さを体感できるフラワーパークへ一新する(令和7年秋リニューアルオープン予定)。

フラワーパークは施設の特性上、夏や冬は花が少なくなるため来園者数が大幅に減少する。そこで「夜の賑わいのコンテンツ」を強化し、四季を通じた賑わいを創出することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

4 委託金額の上限額

215,554,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

5 業務内容

照明、音響、映像技術を活用し、来場者が体験・参加できる夜間演出コンテンツを構築する。フラワーパークの自然や地域の文化等を活かし、来場者に新たな体験価値を提供する。

1. 設計業務

ア コンセプト立案

- (ア) フラワーパークの花や木々・水面などの自然を活かし、Gunma Flower Park＋独自のテーマやコンセプトとすること。
- (イ) 今後の維持管理費用が低廉となるような創意工夫を行うこと。
- (ウ) 夜間演出コンテンツを実施するエリア・時期は群馬県と協議の上、検討・決定を行うこと。

【デザイン方針】

- (ア) シンボリックなモニュメントを設置すること。
- (イ) フラワーパークの自然(花、木々、水面等)を活かしたデザインとすること。
- (ウ) 機材の設置に関して、日中は機材が目立たないよう工夫を行うこと。
- (エ) 機材等については、耐久性・防水性に優れたものを選定し、複数年の使用ができる設計とすること。
※投影用機材・照明機材は、複数年開催できるようリースではなく新規購入とする。

イ 設計書の作成

群馬県等の意見を踏まえ、夜間演出コンテンツの計画を策定し、設計書を作成すること。設計書は以下に示すものを作成すること。

- (ア) コンセプト、演出方針の策定
- (イ) 設計報告書(概算事業費※、図面、数量計算書等)
※毎年冬季のみ営業を行う場合を想定したランニングコスト(再設置・撤去、システム運営に伴う人件費等)についても積算し、提示すること。
- (ウ) 機材、配管・配線等仕様書
- (エ) 機材、電気、通信配管・配線等配置計画

ウ イメージパースの作成

事業実施時の視覚的なイメージ(イメージパース)を作成し、全体像を分かりやすく示すこと。

2. システム構築

コントロールシステム(照明・音響・映像の統合制御システム)、照明システム、映像プロジェクションシステム、インタラクティブシステム等の構築。

3. 機材等の購入・設置(必要なケーブルの購入・設置を含む)

- (ア) 設計書に基づき、照明機材(照明装置等)、音響機材(防水スピーカー、パワーアンプ等)、映像関連機材(高輝度プロジェクター、専用スクリーン等)を購入・設置すること。
- (イ) 夜間演出に必要なケーブル(電源供給用、通信ネットワーク用)についても購入・設置を含むものとする。

4. R7年度の維持管理

夜間演出の実施期間中(3か月想定)の維持管理を行うこと。

5. 機材等の撤去

夜間演出の実施期間終了後、機材やケーブル等を速やかに撤去すること。

6. 電気工事

- (ア) 上記の機材設置や配線工事等を含め、本事業に必要な電気工事は、群馬県の令和6・7年度建設工事入札参加者名簿における電気工事の各付等級が **A 等級の事業者** が設計・施工を行うこと。
 - (イ) 法令・規則に基づき、電気工事に必要な許認可・届出等を適切に実施すること。
 - (ウ) 安全管理に十分配慮し、労働安全衛生法をはじめ関連法規を遵守すること。
-

6 実施体制等

1. 業務性質を鑑み、適任者を配置すること。
2. 業務従事者を明記した体制を示す書類を委託者に提出し、業務従事者のうち1名を業務責任者として指名すること。

業務責任者を変更する場合は、あらかじめ連絡すること。

7 業務完了報告書の提出

業務完了後、速やかに以下の事項を記載した業務完了報告書を提出すること。

1. 業務完了年月日および各種業務に要した期間・実施内容等
2. その他、本業務に関連するもので委託者が指示する内容等

8 その他

1. 本業務の履行にあたっては、業務内容を委託者と連絡を密にとりながら誠実に履行することとし、作業の進捗状況を随時、委託者に報告すること。
2. この仕様書に記載されていない事項および疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ決定すること。
3. 本業務により作成された成果物に係る著作権および著作権は、著作者人格権等譲渡になじまない権利を除き群馬県に帰属するものとする。
 - 本業務で使用するコンテンツや受託者が作成したアイデア、映像等の中で、既に他者が所有権・著作権を持つものがある場合には、受託者にて承諾を得るとともに、これに係る必要経費は受託者負担とする。
4. 本業務により知り得た個人情報、この事業の目的以外に使用してはならない。これは、業務期間終了後も同様とする。
5. 本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、委託者の責めに帰すべきものを除き、受託者の責任において対応すること。
6. 業務の実施にあたっては、各種関係法令・条項等を遵守し、適正な運営に努めること。